

## 平成 27 年度松本あさひ学園事業計画書

松本あさひ学園（以下、「学園」という。）は、旧長野県諏訪湖健康学園（昭和 42 年開設、諏訪市）が、松本市に移転・新築された平成 23 年度から、社会福祉法人長野県社会福祉事業団（以下、「事業団」という。）が、指定管理者として管理運営しています。今年度は、指定管理契約期間の最終年を迎えることから、事業団本部と連携し再受託が円滑に進むよう努めます。

情緒障害児短期治療施設は、全国的に見ても被虐待や発達障害等による心理的な課題を有する子ども達が増え、より専門的な治療とケアが必要になってきています。当学園では、常勤の医師を配置するなど支援体制の充実を図るとともに、児童相談所、学校など関係機関と連携して、家庭、学校等での対人関係のもつれや歪みなどの心理的な原因で不適應を起こしている児童の治療支援に積極的に取り組みます。

さらに、当学園を利用する児童が地域社会の中で成長していけるよう、生活力を身につけていくための応援団としての立場を明確にし、児童一人ひとりにとって、当学園が「オアシス」と感じられるように努めます。

また、学園機能を地域社会に還元することを通して、県内で唯一の情緒障害児短期治療施設として、より一層県民から信頼を得ることができるように努めていきます。

### ○実施事業及び職員体制

平成 27 年 4 月 1 日見込

区 分	定 員	現 員	職員数 25 人	
入 所	30 人	25 人	内 訳	心理治療員 5 人
通 所	5 人	4 人		支援員 14 人
				医師 1 人
				その他 5 人

## I 運営理念

学園は、平成 23 年度に事業団が指定管理者となり、移転・新築による松本地域での新たな運営となったことから、旧諏訪湖健康学園での運営や支援方法等、今までの実績やノウハウについて十分な引継ぎを受けるとともに、関係機関との連携体制を構築してまいりました。本年度は、さらに事業団の独自色を醸し出し、『自分らしく みんなと共に』の理念の下、安心・安全が感じられる環境づくりと主体性を育む個別のニーズに応じた支援の提供に努めます。

## II 運営方針

### (1) 人権尊重の視点を基本とした治療・支援の提供

児童が安心して生活でき育ちあい成長できる施設とするため、児童の人権尊重の視点を基底とし、個を大切にしたいより家庭的な雰囲気でのケアを実践します。

### (2) 総合環境療法の確立

ここ数年来増加している被虐待、発達障害など重複化する入所児童にも対応するため、研修を充実し施設の専門性を高め心理・生活支援・教育・医療の総合的な治療支援体系を確立します。

### (3) 関係機関、家族及び地域との連携強化

児童相談所、学校など関係機関及び地域との連携をさらに強化して、社会のニーズに応える運営を行います。また、家族との連携をより深め、家庭復帰等の促進を図ります。

### (4) 公平、公正な施設運営

施設運営の透明化及び情報共有ができる運営システムの構築を図ります。また、外部者によるサービス評価や苦情解決機関の活用等により学園運営をチェックし、開かれた施設経営に努めます。

### (5) 効率的で効果的な施設運営

職員一人ひとりがコスト意識等を自覚し、効率的で効果的な施設運営に努めます。

### Ⅲ 総務課

#### 1 経営・人事管理

##### (1) 効率運営

ア 職員は、常にサービス向上を図りつつ、ランニングコストの縮減を意識して業務に当たります。特に、給食業務については、外部委託する中で、効率的で効果的かつ上質な食事の提供を行います。

イ 「松本あさひ学園福祉サービス評価委員会」による外部のサービス評価を年1回受け、運営の透明性を確保するとともに、事業に反映しサービスの質の向上に繋がります。

##### 【委員構成】

地域住民の代表者、地域の人権擁護委員、松本圏域障害者総合相談支援センター代表者、児童相談所代表者、児童養護施設関係者、学校関係者等外部有識者

ウ 職員による自己評価を実施するとともに、第三者評価機関の「第三者評価」及び「指定管理者第三者評価」を受審した結果に基づき改善事項に迅速に取り組むなど、施設運営の質の向上を図ります。

エ 目標管理制度等の仕組みをより活用し、職員一人ひとりの意見が反映される運営を目指します。

##### (2) 組織体制の整備

組織は、総務課、治療支援課の2課制とします。

治療支援課は、心理治療係と生活支援3係（男子ユニット、女子ユニット、ホームユニット）とし、診断治療及び治療全体の統括として常勤医師を配置します。

##### (3) 人材の育成

ア 策定された研修計画に基づき、事業団研修要綱に基づく研修や全国情緒障害児短期治療施設協議会の研修等外部研修に積極的に参加するとともに、学園独自の内部研修の充実を図り、職員の資質向上に努めます。

イ 目標管理制度及び勤務評価制度を活用し、人材育成と業務の効率化、活性化を図ります。

## 2 管理業務

### (1) 健康管理

ア 嘱託医による児童の健康診断を年2回実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めます。

イ 日常の職員間の連絡調整に加え、看護師及び栄養士による予防教育等を実施し、児童の健康状態の把握に努めます。

### (2) 食事提供

ア 給食は、食育に配慮し児童の成長に応じた質の高い食事を、委託業者により提供します。

イ 委託業者とは、栄養士を中心に給食委員会を定期的開催し、衛生管理や児童の要望等について協議し、良質な食事提供を目指します。

### (3) リスクマネジメント

ア リスクマネジメント委員会の機能を強化し、事故報告及びヒヤリ・ハット報告は、職員間で情報の共有化を図るとともに、迅速な改善を図ることで再発防止に努めます。

イ 職員研修にリスクマネジメント研修を組み込み、スキルアップを図ることで事故防止等に努めます。

### (4) 防災・安全管理

ア 児童の実態に即した防災訓練を毎月実施します。また、有事の際には近隣住民の協力や連携が必要となるため、協力体制の整備も図ります。

イ 事業団が管理業務を行う隣接の松本旭町庁舎並びにあさひ分校とも連携し、災害発生時に適切な協力体制が取れるよう、防災計画に基づき防災訓練を年1回行います。

ウ 児童には、交通安全を含む日常的な安全管理について、「ルールブック」等により徹底します。

### (5) 権利擁護

ア 利用者の権利擁護の充実を図るため、新たに虐待防止委員会を設置します。

イ 職員の人権擁護に関する意識の向上を図るため、職員研修を行うほか、他団体主催の研修やセミナー等への参加を促進します。

(6) 個人情報

事業団の「個人情報保護規則」に基づいた適正な取り扱いが行われるように、職員への研修を徹底します。

(7) 満足度調査

児童の満足度調査を年1回実施し、結果は迅速に業務に反映させ、サービスの質の向上に努めます。

(8) 苦情・要望解決

児童からの苦情・要望に対しては、苦情対応責任者が責任をもって解決に努めるとともに、必要に応じて第三者委員へ報告する等適切な対応をします。

(9) 関係機関

ア 原籍校との連携

児童は退所後、原籍校に戻ることを原則とします。そのため、入所中から原籍校との連携を密にし、退所に向けての試験登校等を実施します。

また、学園が主催し、原籍校や児童相談所等関係機関による連絡調整会議を年1回実施します。

イ 児童相談所との連携

入所は、児童相談所の措置により決定されます。そのため、児童相談所とは随時連絡を取り合い、適宜自立支援計画を見直すなど支援体制を整えます。また、児童が、家庭や学校生活にスムーズに戻れるように連携して支援します。

ウ 社会的養護機関との連携

① 学園は、短期治療施設です。児童が退所後、それぞれの地域で落ち着いた生活を送れるように、入所中から、関係機関が連携・協力し、当該児童の治療や支援を進め、入所目的が達成されるよう協力体制を整えます。

② 学園の専門性を生かし、相談を受けたり支援のネットワーク化に向けた取組みを行います。

エ その他関係機関との連携

学園運営に日常的に関係の深い、信州大学附属病院、松本市教育委員会、県児童福祉施設連盟、全国情緒障害児短期治療施設協議会及び松本ブロック事業団事業所等の関係機関とは、特に連携を図り対応します。

今年度は、全国情緒障害児短期治療施設職員研修会・生活指導部会の当番施設として、円滑な開催を目指します。

### 3 情報発信

開設し、5年目を迎えることから、これまでの支援実績に基づき「実践記録集」を発行するとともに、ホームページによる情報提供のほか、視察・見学を積極的に受け入れ、広く情緒障害児短期治療施設について広報するよう心掛けていきます。

また、学園だより「ふれあい」を年4回発行し、家庭、地域等幅広く施設の理念や内容等を伝えていきます。

## IV 治療支援課

### 1 提供するサービスの質の向上

#### (1) 基本方針

治療・支援は、児童の特性に配慮して、「入所部門」と「通所部門」により行います。さらに、小規模ケア（グループホーム）の機能を活用し、多様なニーズに対応できるようにします。

#### (2) 心理治療

ア 心理治療は、自立支援計画に基づき、個別の治療方針・プログラムを策定、実施するとともに、定期的に評価、更新を行います。

イ ケースカンファレンスは、個別的・効率的に実施します。

ウ 外部から心理治療アドバイザーを招へいし、援助技術の向上を図ります。

#### (3) 生活支援

ア 生活支援は、自立支援計画に基づき、基本的な生活習慣の習得を図りながら、児童自身で主体的に課題解決ができるよう支援します。

イ 集団の持つ治癒力を重視し、大人に見守られながら集団で生活することにより、最終的には、児童個々の生活力の向上を図ります。職員は、児童との距離感を大切にしつつ、必要な時は迅速に介入・対応します。

ウ 信州の自然環境を生かし、松本地域の伝統や文化を取入れた暮らしや自然的シンプルな暮らし・活動を創造し治療を展開することで、地域で生活できる力を育むよう支援します。

エ 太陽光発電を継続活用できる環境を生かし、エコな暮らし・活動が身近なものとなるよう支援します。

(4) 医療

医師は、個々のケースの心理治療及び生活支援等治療支援の基本的な枠組みについて、より濃密に助言し方向付けを行うとともに、治療全体について管理統括します。

(5) グループ活動

児童の中には、コミュニケーションや人間関係のとり方が上手くできないため、不適応をおこしているケースが見受けられます。学園では、学園祭や季節行事並びに奉仕活動等の地域活動やあさひクラブなどのクラブ活動等、目的意識を持ったグループ活動を実施することや、学校行事、児童福祉施設連盟等が主催する球技大会等の関係団体の行事に参加する中で、児童が集団の中で生き生きと活動し、集団への適応力を高めるようにしていきます。

(6) 家族治療

児童の問題の背景や原因を明らかにし適切な治療方針を立てるとともに、家族関係の修復・改善を図るため、家族治療を行います。具体的には、以下の内容によります。

- ① 家族面接・心理教育
- ② 家庭訪問、電話による相談・連絡
- ③ 治療帰省
- ④ 宿泊体験
- ⑤ 親子レクリエーション

(7) アフターケア

児童が、自立支援目標を達成し退所後安定した生活が送れるよう、いつでも相談及びその他の支援を行うアフターケアを推進します。

(8) 学校教育

児童は、学園内に設置された分校に通学します。児童が、分校での教育を通じて学習や対人関係等に対する自信を回復していけるよう、分校教職員と連携を図り治療・支援に当たります。

- ① 小学校教育・・・岡田小学校あさひ分校
- ② 中学校教育・・・女鳥羽中学校あさひ分校

## 2 地域福祉サービス体制の整備

### (1) 家族支援

学園は、現在、被虐待等複雑な親子・家族関係に起因して、心理的に不適応を起こしている児童が多数を占めます。そのため、児童の家庭復帰を進めるためには、家族治療を行いながら家族を「協力者」と位置づけ、家族のニーズに応じた地域の支援体制を構築するよう努めます。

また、児童が家庭復帰した場合には、地域支援体制に協力していきます。

### (2) 地域との連携

ア 通所部門（定員5人）は、学園の持つ社会資源を近隣地域に還元するため、松本市を中心に通所可能な児童を対象とし、早期に原籍校に戻れるよう治療支援に当たります。

イ 学園は、県内に一か所しか存在せず運営形態も極めて専門的なため、地域の皆さんに学園を知ってもらい理解を得る機会を持つように努めます。

① 施設の機能を活かして、地域の子育てを支援するための公開学習会やミニ講座を開催します。

② 地域住民に、「ほほえみ祭」等行事参加の呼びかけやボランティア依頼などを積極的に行い、児童との交流を進め、地元の社会資源として学園を有効に活用していただけるようにします。

③ 学園児童には、治療や生活支援の一環として、地域行事への参加・協力（太鼓発表等）及び地域に貢献できる活動（奉仕活動等）を積極的に採り入れます。

### (3) ボランティア・実習生等の受け入れ体制

ア 開かれた施設運営を進め、学園の生活を潤いのあるものにするため、地元大学生等の地域ボランティアを積極的に受け入れます。

イ 学園の専門機能の社会還元を進めるためにも、心理・医療・福祉・教育等を学ぶ学生の実習を積極的に受け入れ、地域の人材育成を支援します。